

いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月
能代市立第四小学校

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

すべての児童は、いじめを
行ってはならない

本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 学校におけるいじめの防止

- ① 目指す子ども像「あかしやの子」を大切にした教育活動
- ② いじめに対する認識を高める掲示物を教室に掲示
- ③ 児童の豊かな情操と道徳心を培う道徳教育・体験活動等の充実
- ④ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携
- ⑤ 児童会主導でいじめ防止の重要性に関する標語作成・掲示

(2) いじめを発生させない学級経営

- ① ルールが守られた「安全・安心」な学級づくり
精神的に弱い子どもでも脅えることなく安心して暮らすことができる
ルールが守られた秩序のある学級づくり
- ② いじめを生まない最も基本的な学級のルール
ルール 1 「人を傷つけるようなことはしない。言わない」
「死ぬ」「殺す」などのひどい言葉遣いを放置し、容認しない
「ちくちく言葉」「ふわふわ言葉」などのエクササイズを実施する
ルール 2 「クラスの誰かの発言は、最後まできちんと聞く」
授業はもちろん、休み時間、放課後も徹底する教師の姿勢を見せる

(3) いじめの防止等のための対策に関する研修

3 いじめの早期発見のための措置

(1) 児童に対する定期的な調査の実施

- 「友達アンケート」の実施…毎月実施・随時
- 「このごろ生活アンケート」の実施…6月実施
- 保護者対象「あかしやアンケート」（学校自己評価）…7月・12月実施
- 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査…6月実施

(2) いじめ相談体制の整備と周知

- いじめ相談窓口の設置（いつでも担任へ、または校長・教頭へ52-3239）
- 県や市の相談機関の周知

4 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ問題に取り組むための場と校内組織

- ① 「すこやか委員会（いじめ不登校対策委員会）」
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、関係学年主任、担任により必要に応じて設置し、対策にあたる。
- ② 職員打ち合わせや職員会議における定期的な情報交換
職員打ち合わせ（週1回）、職員会議（月1回）で、配慮を要する児童について情報の交換と共有を行う。
- ③ 子どもを語る会（年3回）での情報交換
4月と6月、2月の年3回、各学級で配慮を要する児童についての情報交換と共有、今後の支援の在り方について話し合う。

(2) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、校長・教頭、生徒指導主事にすみやかに報告し、事実の有無や状況、被害があればその状況と加害・被害児双方の心理状態の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、校長・教頭、生徒指導主事に連絡をするとともにいじめをやめさせる。
- ③ 再発を防止するため、「すこやか委員会」を開催して、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童とその保護者への指導や支援を行い、必要に応じては関係児童への支援や保護者への助言・支援を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置等を講ずる。
- ⑤ いじめの関係者間における争いが生じないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、能代市教育委員会及び能代警察署等と連携して対処する。

5 重大事案への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
- (1) 重大事案が発生した旨を能代市教育委員会に速やかに報告する。
 - (2) 能代市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。



[県教育委員会]
「24時間いじめSOSダイヤル」
0120-0-78310（なやみ言おう）
「いじめ緊急ホットライン」
0120-377-914…北教育事務所
「すこやか電話」
0120-377-804…総合教育センター
0120-377-914…北教育事務所

[関係機関]
「やまびこ電話」…県警察本部
018-824-1212
「チャイルド・セーフティー・せんたー」…県警察本部
018-831-3421
「こども・家庭相談電話」…中央児童相談所
0120-42-4152（フリーダイヤル）
「秋田いのちの電話」…いのちの電話事務局
018-865-4343
「児童相談所電話」…北児童相談所
0186-52-3956
「子ども人権110番」…秋田地方法務局
0120-007-110
「こころの電話」…県精神保健福祉センター
018-831-3939

[能代市の相談機関]
風の子電話…89-1616

※インターネットを通じて行われているいじめに対する対策
児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な情報を「生徒指導だより」を通して伝えるとともに、啓発活動として情報モラル研修会等を行う。